

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成24年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に對する 販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ －	kℓ 1,598	kℓ 11,706	kℓ 3,813	kℓ 540	kℓ 23,487	kℓ 20,148	kℓ 2,210	kℓ 20,687
合 成 清 酒	－	－	8	24	－	790	832	73	832
連続式蒸留しょうちゅう	－	－	98	186	2	11,303	6,967	1,086	6,969
単式蒸留しょうちゅう	－	－	114	56	15	10,405	9,801	1,547	9,816
み り ん	－	－	6	13	－	2,197	2,127	208	2,127
ビ ー ル	－	4	15	115	65	142,076	68,142	4,797	68,207
果 実 酒	－	－	68	30	17	4,254	4,205	1,520	4,221
甘 味 果 実 酒	－	－	3	1	1	107	157	52	158
ウ イ ス キ ー	－	－	13	3	－	2,734	1,624	286	1,624
ブ ラ ン デ ー	－	－	－	－	－	237	180	46	180
発 泡 酒	－	－	1	13	10	40,251	22,350	1,398	22,360
原料用アルコール・スピリッツ	－	－	－	－	－	11,323	5,371	549	5,371
リ キ ュ ー ル	－	△ 9	325	54	22	77,572	41,377	3,454	41,399
そ の 他 の 醸 造 酒	}	－	－	2	1	32,984	16,997	942	16,998
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	－	1,593	12,360	4,316	673	359,724	200,276	18,171	200,944

調査期間等：平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 19 年 度	24,278	1,113	16,580	84,834	85,667	212,470
平 成 20 年 度	23,411	914	16,706	79,336	89,914	210,286
平 成 21 年 度	22,299	978	16,492	73,497	88,968	202,234
平 成 22 年 度	21,007	906	16,156	70,290	91,411	199,766
平 成 23 年 度	20,687	832	16,785	68,207	94,438	200,944

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	そ の 他	合 計	税 務 署 名
富 山	kℓ 2,708	kℓ 86	kℓ 1,245	kℓ 1,153	kℓ 305	kℓ 9,297	kℓ 727	kℓ 28	kℓ 297	kℓ 31	kℓ 3,156	kℓ 836	kℓ 6,254	kℓ 2,308	kℓ 28,431	富 山
高 岡	2,268	57	779	1,121	192	7,374	414	12	188	22	2,255	577	4,479	1,703	21,441	高 岡
魚 津	1,589	70	685	556	97	6,163	241	12	123	9	1,733	373	2,782	1,317	15,749	魚 津
砺 波	1,036	15	269	690	49	2,470	90	4	48	4	777	197	1,585	699	7,934	砺 波
富 山 県 計	7,601	228	2,978	3,520	643	25,304	1,472	56	656	66	7,921	1,983	15,100	6,027	73,555	富 山 県 計
金 沢	3,593	140	1,198	1,684	493	13,604	1,081	43	356	38	3,664	1,042	8,068	2,851	37,854	金 沢
七 尾	1,046	35	324	534	77	2,854	97	3	56	5	931	206	1,430	801	8,399	七 尾
小 松	1,500	96	584	758	160	5,134	387	8	121	17	1,659	545	4,021	1,454	16,444	小 松
輪 島	774	11	180	213	26	1,368	117	2	17	2	413	78	633	461	4,293	輪 島
松 任	1,274	29	407	489	116	3,123	267	6	102	9	1,144	310	2,902	1,007	11,185	松 任
石 川 県 計	8,187	311	2,693	3,678	872	26,083	1,949	62	652	71	7,811	2,181	17,054	6,574	78,175	石 川 県 計
福 井	1,746	124	484	978	265	6,100	410	18	134	20	2,471	462	3,644	1,656	18,512	福 井
敦 賀	627	34	210	377	75	2,103	85	3	46	6	880	192	1,308	619	6,566	敦 賀
武 生	1,049	44	249	484	116	3,054	127	8	53	7	1,308	224	1,783	845	9,349	武 生
小 浜	363	19	77	211	36	1,372	31	1	16	3	421	86	561	329	3,526	小 浜
大 野	445	10	81	178	40	1,118	37	5	17	2	487	62	531	328	3,341	大 野
三 国	669	62	197	390	80	3,073	110	5	50	5	1,061	181	1,418	620	7,920	三 国
福 井 県 計	4,899	293	1,298	2,618	612	16,820	800	40	316	43	6,628	1,207	9,245	4,397	49,214	福 井 県 計
総 計	20,687	832	6,969	9,816	2,127	68,207	4,221	158	1,624	180	22,360	5,371	41,399	16,998	200,944	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8－4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類		前年度末 免許場数	新 免許場数	規 免許場数	免 取消場数	許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数											数		(A)のうち 試験のための 免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
							6 kℓ未満	6 kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計 (A)				
清 酒		108	-	-	-	-	10	9	42	5	4	9	3	2	1	-	-	23	108	5	107	内 5	107
合 成 清 酒		3	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内 -	3
連続式蒸留しょうちゅう		3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	-	1	内 -	3
単式蒸留しょうちゅう		10	1	-	-	1	1	1	4	1	1	-	-	-	-	-	-	2	10	2	2	内 2	10
み り ん		2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	内 -	2
ビ ー ル		14	-	-	-	-	3	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	4	14	5	6	内 5	14
果 実 酒		11	1	1	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	11	3	5	内 3	11
甘 味 果 実 酒		9	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	7	1	-	内 1	7
ウ イ ス キ ー		2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	内 1	2
ブ ラ ン デ ー		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	内 1	1
原 料 用 アル コ ー ル		3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	内 -	3
発 泡 酒		102	-	55	-	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	47	1	3	内 1	47
そ の 他 の 醸 造 酒		109	1	53	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	56	2	8	内 2	56
ス ビ リ ッ ツ		107	-	57	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	49	1	-	内 1	49
リ キ ュ ー ル		111	1	42	1	16	2	8	-	1	-	-	-	-	-	-	-	42	69	2	5	内 2	68
粉 末 酒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-
雑 酒		109	-	61	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	47	-	-	内 -	47
合 計		704	4	270	6	45	18	67	6	7	10	3	2	1	-	-	273	432	24	137	内 24	430	
各酒類を 通じたもの	平 成 21 年 度					25	9	54	5	8	9	4	2	1	-	1	21	139	6		内 6	135	
	平 成 22 年 度					25	5	52	6	8	10	3	2	1	-	-	25	137	6		内 6	134	
	平 成 23 年 度					21	13	52	5	7	10	3	2	1	-	-	23	137	6		内 6	134	

調査対象等：平成24年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成23年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	う ち 実蔵置場数
	自 己 の 製造した 酒 類 の び ん 詰	共同の び ん 詰 場			設 置 可 を受け たもの	設 置 可 を受け ないもの		
清 酒	場 1	場 -	場 6	場 10	場 6	場 -	場 23	場 23
合 成 清 酒	-	-	-	8	-	-	8	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	8	-	-	8	-
単式蒸留しょうちゅう	-	-	2	8	3	-	13	1
み り ん	-	-	1	8	-	-	9	-
ビ ー ル	-	-	-	8	-	-	8	-
果 実 酒	-	-	1	8	1	-	10	-
甘 味 果 実 酒	-	-	1	8	1	-	10	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	8	-	-	8	-
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	8	-	-	8	-
原 料 コ ー 用 アル	-	-	-	8	-	-	8	-
発 泡 酒	1	-	3	9	2	-	15	-
そ の 他 の 醸 造 酒	1	-	4	9	3	-	17	-
ス ビ リ ッ ツ	1	-	3	9	2	-	15	-
リ キ ュ ー ル	1	-	5	9	3	-	18	-
粉 末 酒	-	-	-	8	-	-	8	-
雑 酒	1	-	3	9	2	-	15	-
合 計	6	-	29	143	23	-	201	24
う ち 実 蔵 置 場 数	1	-	6	10	7	-	24	

調査対象等： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点： 平成24年3月31日

用語の説明： 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。
2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数	
製 造 場 数	基 数
場 1	基 1

酒母及びもろみの製造場数		
区 分	製造場数	
	場	うち休場数
酒 母	-	-
も ろ み	15	10

(3) 販売業免許場数

区 分			本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A) のうち 1 年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 末 販売業者数
			卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの	計		
販卸 売売 方に 法限 る旨 の条 件が 付さ れて いさ れな いて いる もの 及び その 旨の	全 酒 類		場 24	場 151	場 175	場 11	者 55
	ビ ー ル		7	11	18	2	4
	洋 酒		3	14	17	1	4
	輸 出 入 酒 類		5	6	11	1	6
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	3	7	10	-	3
		合成清酒・しょうちゅう	-	-	-	-	-
		ビ ー ル	1	2	3	-	-
		洋 酒	-	1	1	-	-
		計	4	10	14	-	3
	そ の 他 の 酒 類		1	2	3	-	1
	合 計		44	194	238	15	73
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	5	4	9	-	8
卸売業者の共同購入機関		-	-	-	-	-	
製造者の共同販売機関		2	-	2	-	2	
販の 売条 件が 法付 にさ れ小 売に 限る もの 旨の	全 酒 類	一 般 の も の			5,059	70	3,414
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			5	-	1
		計			5,064	70	3,415
	その他の酒類	一 般 の も の			222	8	171
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			36	6	30
		通 信 販 売 だ け の も の			35	-	27
		薬 用 酒 だ け の も の			-	-	-
		計			293	14	228
	合 計				5,357	84	3,643
	媒 介 業				14	1	3
	代 理 業				-	-	-

調査時点：平成24年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 稅務署別免許場數

税 務 署 名	製 造										免 許										場 数																販 売 業 免 許 場 数				税 務 署 名
	清 酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゆう		単式蒸留 しょうちゆう		み り ん		ビ ー ル		果 実 酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒		雑酒		合 計		酒 類 卸 売 業		酒 類 小 売 業		
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	販売場数	販 売 者 数	販売場数	販 売 者 数			
富 山	8	8	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	1	2	-	1	-	1	-	-	-	6	1	5	-	5	-	5	-	-	-	5	-	42	10	29	6	613	383	富 山
高 岡	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	1	2	-	2	-	-	-	2	-	19	8	18	9	589	407	高 岡
魚 津	6	6	1	-	1	1	1	-	1	-	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	6	-	6	-	7	-	6	-	-	-	7	-	48	8	22	4	397	282	魚 津
砺 波	7	7	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	2	1	3	-	3	-	5	1	-	-	2	-	29	9	10	3	268	193	砺 波
富 山 県 計	26	26	2	-	2	1	3	-	1	-	6	2	5	2	4	-	2	-	1	-	2	-	16	2	17	1	17	-	18	1	-	-	16	-	138	35	79	22	1,867	1,265	富 山 県 計
金 沢	5	5	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	10	5	42	10	785	501	金 沢
七 尾	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	5	4	1	-	1	-	-	-	1	-	17	12	28	3	310	251	七 尾	
小 松	9	9	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	12	10	23	7	397	250	小 松	
輪 島	12	11	1	-	1	-	1	1	-	-	1	1	2	2	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	6	1	-	-	-	-	27	16	20	4	273	234	輪 島	
松 任	8	8	-	-	-	-	2	1	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	1	-	6	1	-	-	-	-	24	13	10	1	241	138	松 任
石 川 県 計	42	41	1	-	1	-	5	2	1	-	4	3	3	2	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	10	6	3	-	16	2	-	-	1	-	90	56	123	25	2,006	1,374	石 川 県 計
福 井	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	9	-	9	-	12	1	-	-	10	-	67	17	17	14	512	337	福 井
敦 賀	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	3	1	2	-	3	1	-	-	2	-	18	7	4	1	181	122	敦 賀	
武 生	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9	-	9	-	11	-	-	-	9	-	58	11	9	7	349	228	武 生	
小 浜	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	95	68	小 浜		
大 野	5	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	6	-	5	-	-	-	6	-	37	6	4	4	110	85	大 野	
三 国	4	4	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	4	-	-	-	3	-	23	4	1	-	237	164	三 国	
福 井 県 計	40	40	-	-	-	-	2	-	-	-	4	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	30	1	29	1	29	-	35	2	-	-	30	-	204	46	36	26	1,484	1,004	福 井 県 計	
総 計	108	107	3	-	3	1	10	2	2	-	14	6	11	5	7	-	2	-	1	-	3	-	47	3	56	8	49	-	69	5	-	-	47	-	432	137	238	73	5,357	3,643	総 計

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。